

第3 第3期計画における取組み状況

第3期計画では、サービス見込み量確保のため、8点について重点的に取り組むこととしていましたが、その取組み状況は次のとおりです。

1 相談支援体制の充実・強化

相談支援専門員を配置し、サービス等利用計画等の作成に当たっている指定特定相談支援事業所等については、平成24年度以降7か所が指定を受け、障がいのある人や介護する家族の高齢化に対応し、適切なサービスが提供できるよう事業者等との連携を図っています。

また、函館地域障害者自立支援協議会においても、地域における課題等を関係機関との連携を図りながら検討し、障がいのある人の支援を行っています。

さらに、障害者相談員など地域において相談支援に当たる方に対しても、研修会の開催や派遣などにより、スキルアップを図っています。

2 地域の生活基盤・生活環境の整備

福祉施設からの退所者等の地域における居住の場となるグループホームについては、平成24年度以降、8か所（定員49人）が整備されています。

3 地域社会の支え合い

函館市地域福祉計画に基づき、行政はもとより、市民、ボランティア、関係団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携して、ともに支え合う意識の醸成を図るとともに、障がいのある人もない人もともに生活し、活動できる社会をめざし、ノーマライゼーション推進事業などを実施しています。

4 障がいのある人の就労の推進

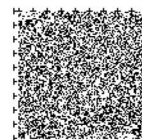
一般就労については、自立支援協議会に就労部会を設け、関係機関とのネットワークにより、就労についての協議をしています。

福祉的就労については、働く場の創出や社会参加の促進のため、授産製品の展示会の実施によりPRに努めたほか、福祉の店を設置し、販路拡大に努めています。

5 精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実

地域移行支援事業や地域定着支援事業に関するリーフレットを作成し、精神科入院のある医療機関への配布により制度の周知を図っています。

また、精神障がいのある人の家族などが、病気や障がいについて正しく理解できるよう、精神保健家族セミナーや講演会を実施しています。



6 虐待防止に対する取り組みの強化

障害者虐待防止法の施行に伴い、市に障がい者虐待防止センターを設置したほか、医療、司法、警察等の関係者との連携・協力体制の構築を図るため、要援護障がい者対策地域協議会を開催し、情報交換を行っています。

7 地域生活支援事業の推進

平成24年度から、成年後見制度利用支援事業の助成対象を本人または親族等の申立てにも拡大したほか、手話通訳者の広域派遣事業を実施しています。

また、平成26年度からは、新たに、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業や、盲ろう者向け通訳・介助員等派遣事業を実施し、聴覚障がいのある人などに対する支援を強化しています。

8 障がいのある子どもに対する支援の強化

児童福祉法の改正に伴う障がい児の支援については、平成24年度から障害児通所支援である児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の各サービスを実施しています。事業の実施に当たっては、各事業所や関係機関と協議し、量的な拡大と質の確保に努めています。

また、平成24年度に開設した「はこだて療育・自立支援センター」においても、児童発達支援などの事業を実施するなど、官民一体となった地域の療育支援システムの構築をめざし、総合的かつ計画的に各種サービスを提供しています。

○ 第3期計画における数値目標に係るこれまでの推移

区 分		平成17年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数累計	人	(623)※	85	102	108
	%	—	13.6	16.4	17.3
施設入所者の減少数累計	人	(623)※	71	54	54
	%	—	11.4	8.7	8.7
福祉施設から一般就労への移行者数	人	4	18	18	31
	倍	—	4.5	4.5	7.8
就労移行支援事業利用者数	人	—	24	36	63

※ 平成17年度は、福祉施設入所者数。

